

タイトル:平成 26(2014)年度 教育セミナー(第 10 回)

日時:平成 26 年 9 月 20 日(土)~23 日(火・祝)

場所:東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究 3 階 マルチメディア会議室(304)

「フィリピン・ムスリムの法と政治 — マイノリティとグローバリゼーション」

森 正美(京都文教大学)

本セミナーにおいては、主に、中東地域を研究対象とする大学院生が聴衆であることを念頭におき、以下の 3 点について話をさせて頂いた。

- (1) 東南アジアのムスリム社会研究を専門とするようになった研究の経緯。とくに研究関心の変遷やフィールドワーク対象地の状況などによって、研究テーマや研究手法をどのように調整したか、またその中で自分自身の関心テーマをどのように言語化してきたか。
- (2) フィリピン・ムスリムの概要および、クリスチャンがマイノリティである中でのエスニシティや法の問題について。
- (3) グローバリゼーションの進展と共にムスリムの人口移動や権利主張が多様化しており、世界の多くの地域で、イスラーム法への関心が高まっている。それらを捉える視座である「多元的法体制」についての理論的紹介と事例。

まず(1)については、最初のフィールドワーク地であったフィリピン・ミンダナオ島における社会状況から「紛争処理」という研究テーマに出会った。なかでもムスリムがマイノリティである国家との関係性、慣習法、イスラーム法、国家法が歴史的経緯を経て併存する状況下での人々の価値観や社会の方向性を理解するという現在まで続く関心の起点がそこにある。また現地の政情不安により、フィールドを変更せざるを得なくなった経験により、どのように研究テーマなどが変化したかについてもふれた。さらに大学に勤務するようになると教育者としての視野も必要となり、その過程で日本でのフィールドワークなども増えたが、それらの経験と自分自身の根底の関心が通じていることなどを、自分自身も手探りで発見していくプロセスが研究を続けるということに思えるという雑感を述べさせて頂いた。

(2)については、東南アジアのムスリム社会のなかでは、国家におけるマイノリティであるフィリピンの事例を取り上げ、フィリピンの植民地支配の歴史や、国家によってイスラーム法が承認され法典化された経緯などについて概略的に紹介した。

(3)については、グローバリゼーション下の欧米諸国においても、移民などのマイノリティであるムスリム人口を抱え、彼らの法的要求について、西歐的法一元論では対処しきれない状況が生じている。そういった状況の中で、イスラーム法やイスラーム的人権概念などについての関心が高まっている。このような状況を分析する際に有効であるのが、「多元的法体制」という一つの社会に複数の法体系が存在する状況を捉えようとする視座である。

中東研究を主眼とする大学院生にも参考になるであろうと考え、理論的な枠組みを紹介すると共に、具体的にフィリピンのシャリーア裁判所での事例などを紹介した。最後に、国際社会からのフィリピン・ム

スリムの法的状況についての批判を踏まえ、現代社会において、イスラームの法的権利について考察する意義を確認した。

受講者からは、世界各地で生じている多元的法体制的状况についての事例や課題が紹介された。また歴史的に考えても、ムスリムがマジョリティであり、他宗教徒がマイノリティであるという時代もあり、その際の集団間を考える上で参考となる新たな視座を得られたというコメントを頂いた。